

## 指標の見直しについて

「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の見直しにあたっては、国の「健やか親子21（第2次）」の中間評価の状況を見ながら行うこととなりますが、現在のところ国の計画に大幅な変更は無い見込みです。

そこで、これまでの計画の方向性は踏襲しつつ、中間評価時において既に最終評価目標を達成している指標等の修正を行うとともに、「健やか親子21（第2次）」において新たに追加される指標や近年の新たな課題を基に、以下のとおり指標を追加することを検討しています。

### 重点課題1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

○（旧） 妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町数

（新） 子育て世代包括支援センター設置市町数

元の指標は最終評価目標を達成したため、指標を修正します。子育て世代包括支援センターの設置は、各市町の努力義務とされていますが、国として全国展開をめざしており、県内全市町の設置が望ましいため、指標を「子育て世代包括支援センター設置市町数」とし、29市町での設置を最終評価目標とします。

○（追加） 母子保健コーディネーターの育成数

子育て世代包括支援センターでは保健師等による母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦等からの相談に応じ、一体的にサービスを提供することになっており、県がその養成を行っています。母子保健コーディネーターを養成することにより子育て世代包括支援センターにおける相談支援の充実を図ります。そこで「母子保健コーディネーターの育成数」を取組指標に加え、目標値を市町において母子保健を担当している保健師のおおよその人数である270人とします。

○（旧） 訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町数

（新） 産婦健診・産後ケアを実施している市町数

産後ケアを実施している市町数は26市町となり、最終評価目標を達成したため、指標を修正します。平成29年度より、産後ケア事業を実施している市町で実施される産婦健診に対しても助成が行われることになったため、産婦健診を追加した「産婦健診・産後ケアを実施している市町数」を取組指標とし、29市町を最終評価目標として設定します。

○（追加） 妊婦歯科健康診査に取り組む市町数

妊娠中は女性ホルモンなどの影響により歯周病にかかりやすくなりますが、妊婦が歯周病にかかると早産や低体重児出産のリスクが高くなります。お母さんと赤ちゃんの健

康を守るためには妊婦歯科健診を受けることが重要であるため、「妊婦歯科健康診査に取り組む市町数」を取組指標に加えます。

○（追加） 不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合

働きながら不妊治療を受けている方は増加していますが、不妊治療に対する支援制度のある企業は少なく、企業に対して不妊治療への理解を深めることが治療を受けやすい環境づくりの推進につながるため、「不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合」を取組指標に追加します。

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	直近の値	中間評価 目標	最終評価 目標
取 組 指 標	子育て世代包括支援センター設置市町数	1 市町 (H26 年度)	25 市町 (R1 年度)	—	29 市町
	母子保健コーディネーターの育成数	15 人 (H26 年度)	132 人 (H30 年度)	—	270 人
	産婦健診・産後ケアを実施している市町数	(参考)3 市町 (H29 年度)	19 市町 (R1 年度)	—	29 市町
	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	11 市町 (H26 年度)	15 市町 (H30 年度)	—	29 市町
	不妊治療に職場の理解があると感じている人の割合	—	調査中	—	調査後 設定

**重点課題 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策**

○ 十代の性感染症報告数（項目の追加）

近年梅毒の罹患者数が増加しており、国の「健やか親子 21（第2次）」においても指標に加えられます。そこで、本計画においても梅毒の報告数（実数値）を項目に加え、状況を把握していきます。

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	直近の値	中間評価 目標	最終評価 目標
成 果 指 標	十代の性感染症報告数 ・（追加）梅毒（実数値）	0 (H25)	1 (H30)	—	減少

### 重点課題3 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- (旧) 乳幼児健診の未受診者のフォローを実施している市町数
- (新) 乳幼児健診の未受診者の全数をフォローしている市町数

乳幼児健診の未受診者のフォローは全市町が実施し、目標を達成したため、指標を修正します。健診対象者を一人も取り残さずフォローし支えるために、指標を「乳幼児健診の未受診者の全数をフォローしている市町数」とし、全数をフォローできる体制を構築するための支援を行います。

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	直近の値	中間評価 目標	最終評価 目標
取組 指標	乳幼児健診の未受診者の全数を フォローしている市町数	20 市町 (4 か月児)	27 市町 (4 か月児)	—	29 市町
		21 市町 (10 か月児)	25 市町 (10 か月児)		
		26 市町 (1 歳 6 か月児)	27 市町 (1 歳 6 か月児)		
		24 市町 (3 歳児)	28 市町 (3 歳児)		
		(H25 年度)	(H29 年度)		

### 重点課題5 妊娠期からの児童虐待防止対策

- (追加) 子ども家庭総合支援拠点を設置している市町数

市町村における相談支援体制の強化のため、国は「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を2022年(令和4年)度までに全市町村に設置することを目標に掲げています。そのため、本計画においても指標に加え、全市町が子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センター等と連携してより効果的な支援を行えるよう、取組を進めます。

- (追加) 要保護児童対策地域協議会においてDV対策を同時に開催し、協議を実施している市町数

児童虐待の発生の背景には夫婦関係の問題が関連しており、そのうち、DVが関与しているケースが多いと指摘されています。令和元年に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においてDV対策との連携強化について盛り込まれたこともあり、「健やか親子21(第2次)」においても虐待とDVに関連する指標が追加されます。そこで本計画においても、「要保護児童対策地域協議会においてDV対策を同時に開催し、協議を実施している市町数」を参考指標に追加します。

	目 標 項 目	計画策定時 (H26)	直近の値	中間評価 目標	最終評価 目標
取組 指標	子ども家庭総合支援拠点を設置 している市町数	—	0 市町 (R1 年度)	—	29 市町
参考 指標	要保護児童対策地域協議会にお いて DV 対策を同時に開催し、協 議を実施している市町数	—	13 市町 (R1 年度)	—	—